

講習会テキストダイジェスト版

＜残土・汚染土コース＞

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

5. 建設発生土としての取扱い

- (1) 一定量以上の建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。また、一定量以上の土砂を搬入する場合は、再生資源利用計画を作成しなければなりません。
- (2) 建設発生土については、搬出の抑制、工事間利用の促進に努めなければなりません。また、工事現場内に土砂を搬入する場合は、山砂などの新材の利用の抑制に努めなければなりません。

【解 説】

(1) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

① 用語の定義

副産物	工場、事業場の生産活動に伴って副次的に発生した物質一般をいう。
再生資源	副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
指定副産物	副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。建設業の指定副産物としては、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材の4種類が定められている。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
建設廃棄物	建設副産物のうち廃棄物に該当するものをいう。

② 再生資源の利用に関する判断の基準

＜建設発生土の利用＞

建設工事業者は、建設発生土を下表の区分に応じて、下表の用途への利用に努める必要があります。

区分	主な利用用途
第1種建設発生土 (砂、れき及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料／土木構造物の裏込材／道路盛土材料／宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂、れき質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材／道路盛土材料／河川築堤材料／宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材／道路路面用盛土材料／河川築堤材料／宅地造成用材料／水面埋立用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。)	水面埋立用材料

③ 再生資源の利用の促進に関する判断の基準

＜建設発生土の利用の促進＞

工事現場から搬出する場合、情報の収集または情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進する必要があります。

④ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成

以下の工事に該当する場合は、工事着手前に計画を作成し、計画および実施状況を工事完成後1年間保存しなければなりません。

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画作成の該当工事

再生資源利用計画	再生資源利用促進計画
次の各号の一つに該当する建設資材を搬入する建設工事	次の各号の一つに該当する指定副産物を搬出する建設工事
一 体積が1,000 m ³ 以上である土砂	一 体積が1,000 m ³ 以上である建設発生土
二 重量が500トン以上である砕石	二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
三 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物	又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの

(2) 有効利用促進のための施策

① 建設副産物実態調査

建設副産物の処理状況等について、国土交通省は平成24年度の調査結果を公表しています。

「平成24年度建設副産物実態調査結果、参考資料」、国土交通省リサイクルホームページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H24sensuskekka_sankou.pdf

② 建設リサイクル推進計画2014

国土交通省は建設副産物のリサイクル推進に向けた計画を以下のとおり策定しています。建設発生土に関する主な内容は以下のとおりです。

計画のポイント

- 建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。
- 建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。
- 建設副産物の再資源化率等に関する平成30年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。

建設リサイクル推進計画2014の目標値

対象品目		平成24年度 目標 (推進計画2008)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率 ^{※1}	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃棄物
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	排出率 ^{※1} と再資源化・縮減率に変更
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土 有効利用率 ^{※3}	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土利用率 ^{※2} から建設発生土有効利用率 ^{※3} に変更

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設リサイクル推進計画2014における施策一覧

3 新たに取組むべき重点施策(16施策)

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

- ① 混廃・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
- ② 建設副産物物流モニタリング毎年実施
- ③ 再生クラッシュランのストック状況等把握

(2) 地域固有の課題解決の促進

- ① 建設副産物対策地方連絡協議会を中心とした地域固有の課題抽出・解決

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

- ① 木材焼却時の熱エネルギー回収の導入事例・効果の周知

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- ① 事業の計画・設計段階における発生抑制策の検討促進

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ① 混廃中の現場分別可能な混入物の分別搬出徹底の要請
- ② 混廃木材汚泥の再資源化施設への搬出徹底の要請
- ③ 再資源化・縮減率の高い優良な施設の把握・搬出推進

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

- ① 再生資材利用状況に関する指標導入モニタリング結果に基づく利用徹底の要請
- ② 建設汚泥の先進的な利用事例(自ら利用・個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)の周知
- ③ 再生資材の品質基準や保証方法の確立

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ① 建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- ② 内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- ③ 内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
- ④ 自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合安全性般市民のへの理解促進

【一部抜粋：よくわかる建設リサイクル2014-15、建設副産物リサイクル広報推進会議】

「建設リサイクル推進計画2014」の策定について、国土交通省報道発表資料、平成26年9月

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000072.html

③ 発生土利用基準

発生土の適正な利用の促進を図るため、「土質区分基準」に基づく「適用用途標準」などを示す「発生土利用基準」が国土交通省より通知されています。また、この詳細、解説等については、「建設発生土利用技術マニュアル(第4版)」(独)土木研究所、H25.12)が出版されています。

国土交通省のリサイクルホームページ、通達・基準マニュアル類

発生土利用基準について(平成18年8月10日)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/180810hassei.pdf>

国土交通省の **リサイクルホームページ**

一般の方へ 業者の方へ 行政関係者の方へ その他 関連リンク

TOP / 建設リサイクル法 / **通達・基準・マニュアル類**

通達・基準・マニュアル類

- 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版) (平成22年3月) (PDF, 1.1MB)
- 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)資料集 (平成22年3月) (PDF, 4.5MB)
- 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会 (PDF, 115KB)
- 『公共工事土量調査』による建設発生土等の工事間利用調整実施マニュアル(案)【平成19年度工事対象版】(平成19年2月13日付)本マニュアル(案)は、低迷している建設汚泥のリサイクル率を向上させ、最終処分量を削減するために公共工事での再生利用の促進が有効と考えられることに鑑み、一定規模以上の建設汚泥の搬出を予定している工事を工事間利用調整の対象に加える等の見直しを実施しています。 (PDF, 2.3MB)
- コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準 (PDF, 586KB)
- 発生土利用基準について(H18.8.10) ※なお、「発生土利用基準について」(H16.3.31)は廃止する。 (PDF, 226KB)
- 建設汚泥処理土利用技術基準(H18.6.12) ※なお、「建設汚泥再生利用技術基準(案)」(H11.3.29)は廃止する。 (PDF, 122KB)
- 建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料 (平成29年8月) (PDF, 14.8MB)

建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱いについて

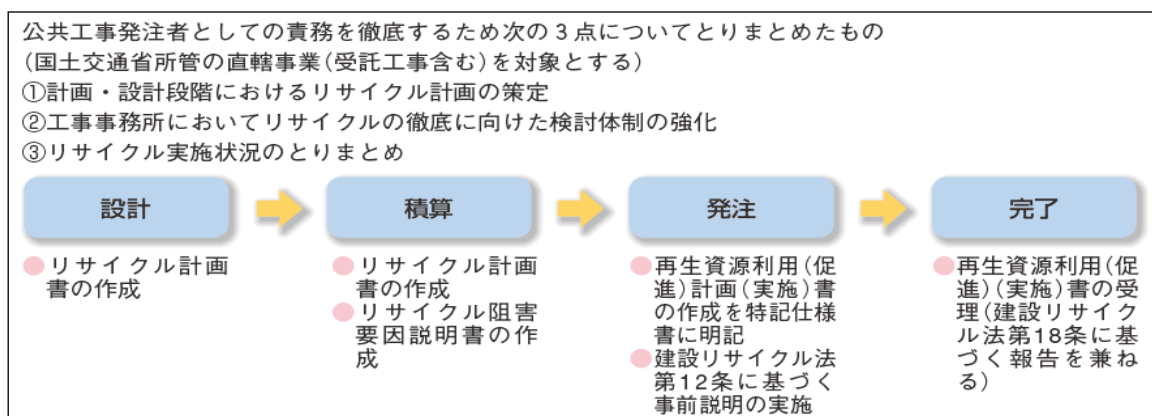
- アスベストを主めとする建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取扱いに関するパンフレット (PDF, 2070KB)

建設副産物に関する 税制・融資・債務保証制度
建設発生木材対策
小口巡回共同回収システム
建設汚泥対策
建設副産物実態調査
公共工事土量調査
CREDAS システム
建設リサイクル法
建設リサイクルの 基本方針
建設リサイクルの ルール等
建設リサイクル法 Q&A
各都道府県 建設リサイクル法指針
関連届出案 届出先及び問い合わせ先
法令・告示
通達・基準・ マニュアル類

④ 建設リサイクルガイドライン

建設副産物のリサイクルを促進するための計画等の作成について、発注者および工事受注者の役割などを定めています。なお、国土交通省直轄工事を対象としていますが、自治体の公共工事等にも展開されています。主な計画書等の様式は以下のとおりです。

様式	作成時点	作成者
リサイクル計画書 (概略設計)	概略設計実施時点	設計業務の受注者
リサイクル計画書 (詳細設計)	詳細設計実施時点	
リサイクル計画書 (積算)	工事仕様書案の作成時点	積算担当課
リサイクル阻害要因説明書		積算担当課又は設計課
再生資源利用計画 (実施) 書	工事着手時 (計画書)	工事受注者
再生資源利用促進計画 (実施) 書	完成時 (実施書)	



【出典：よくわかる建設リサイクル 2014-15、建設副産物リサイクル広報推進会議】

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内
 <産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>
【お問い合わせ先】 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155
■講習会のホームページ http://www.sanpainet.or.jp/service/service06_1.html